

実りある人生を
楽しむため
いま
考える
人生設計

今日からはじめる ファイナンシャル・プランニング

F I N A N C I A L P L A N N I N G



FP (ファイナンシャル・プランナー) が
あなたのご相談にお答えします!



生涯生活設計

結婚資金

出産・育児

教育資金

住宅ローン

老後資金

税金関連

保険

資産運用

医療・介護保険

定年退職

相続・遺言

発行：NPO法人 日本FP協会

もっと知りたい! 詳しく知りたい!
くらしの
経済・金融情報

1

住宅ローンは変動金利型? 固定金利型? 返済額の低さだけで決めてはいけない

変動金利型は金利の上昇に留意しよう

住宅ローンの主なものとして、変動金利型と固定金利型があります。変動金利型は、経済情勢に応じて一定期間ごとに金利が見直されます。固定金利より金利は低めなので、借入額や返済期間が同じなら当初の月返済額は安く抑えられますが、将来の金利上昇によっては返済不能に陥る危険もあります。一方、固定金利型は、変動金利型より金利が高めですが、返済終了まで月返済額が変わらないので、計画的に返済できるというメリットがあります。

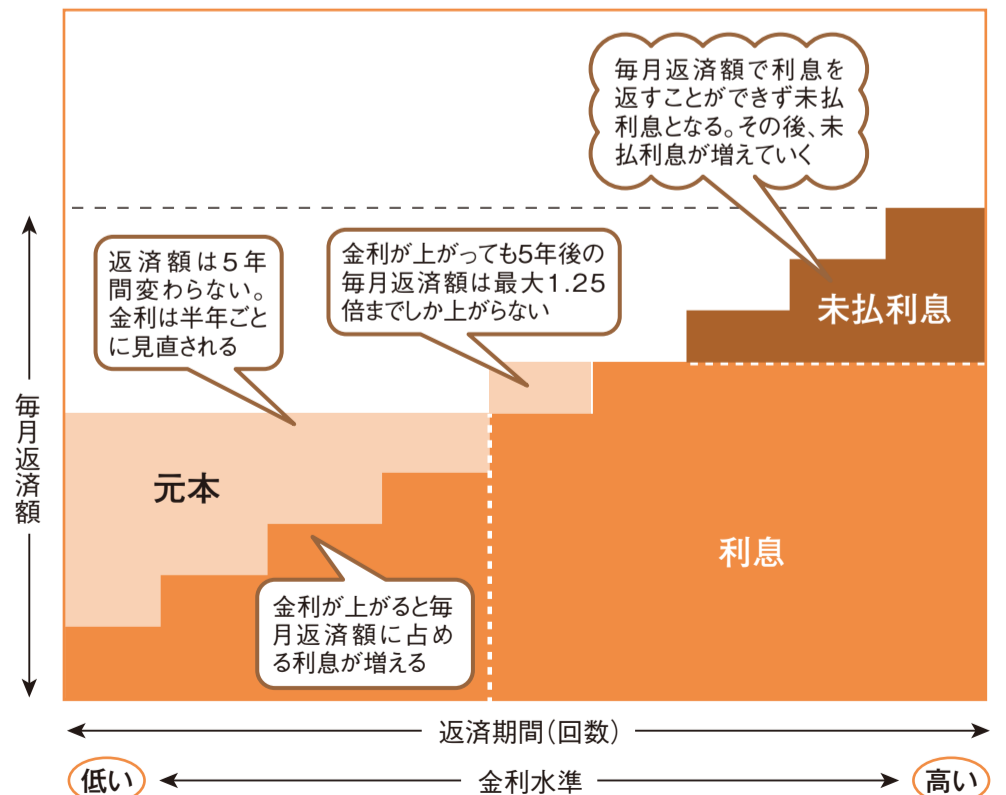
変動金利型は「金利が上がるとすぐに返済額が増える」と思われがちですが、①金利は半年ごとに見直し、②5年間は月返済額が変わらない、③5年後に月返済額が増えても最大1.25倍までという特徴があります(1.25倍を超えた場合は、返済が先送りされます)。返済額が急に上がらないようにこうした措置が設けられているのですが、大幅に金利が上昇すると、月返済額のうち利息に占める割合が多くなり、元本が減らないだけでなく、未払利息が積み上がる恐れもあります。

変動金利型を選んだ場合、予想外の金利上昇で返済できなくなることを防ぐには、①繰上返済用の資金を貯めておく、②金利が低いうちに固定金利型に借り換える、などの対策があります。

変動金利型と固定金利型のどちらが最終的な支払総額が少なく済むかは、現時点では予測できません。それぞれの特徴を理解して、自分に合った方を選びましょう。



未払利息(イメージ図)



火災保険では地震被害が補償されない! 災害に備える地震保険の活用法とは

政府と保険会社が共同で運営する地震保険

2011年3月に発生した東日本大震災や世界で発生するマグニチュード6以上の地震のうち、約2割が日本で起きていられると言われます。日本には、地震が起きないという絶対安全な地域はありません。特に地震で自宅に被害が出ると、修復に多額の出費が必要になることもあります。それまでのローンと合わせて二重ローンを背負うことになれば、人生設計に大きな狂いが生じることは避けられません。

火災保険は火事だけでなく台風や洪水などの被害も補償されますが、地震や津波が原因となる被害に対しては補償されません。

これをカバーするための保険が「地震保険」です。政府と民間の保険会社が共同で運営する制度であり、火災保険に付帯する形で加入します(地震保険だけに単独で加入することはできません)。もし地震保険に未加入であれば、現在の火災保険に後から付帯できます。どの保険会社で加入しても保険料や補償の内容は同じです。

建物だけでなく、家財について地震保険をかけることも可能です。賃貸住宅に住んでいる人なら、家財だけに保険をかけるとういでしょう。建物に被害がなく、家具や家電製品が壊れた場合でも

支払基準にもとづいて保険金が支払われます。

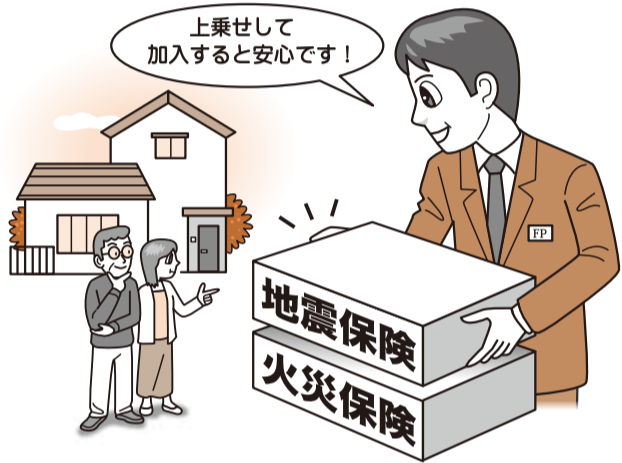
地震保険で契約できる保険金額は、火災保険の30~50%(建物は上限5,000万円、家財は上限1,000万円)に限られます。地震保険は被災者の生活の安定が目的であり、上限を抑えることで多くの被災者に保険金を確実に支払えるようにしています。そのため、地震保険の保険金だけで修復や自宅を再建するのは難しい場合もあります。

また、火災保険は実際の損害額に応じて保険金が支払われますが、地震保険では「全損」「半損」「一部損」の3区分で保険金の額が決まります。これは多くの契約者に対して短期間で保険金を支払うためです。建物が倒壊しなくても、全損や半損と認定されることがあります。もし地震で自宅が被害を受けた場合、たとえ小さい被害でも保険会社に連絡することをおすすめします。

地震保険の判定基準

		損害の程度	支払保険金
建物	全損	主要構造部の損害額が、建物の時価の50%以上 焼失・流出した床面積が、建物の延床面積の70%以上	契約金額の100% (ただし、時価が限度)
	半損	主要構造部の損害額が、建物の時価の20~50%未満 焼失・流出した床面積が、建物の延床面積の20~70%未満	契約金額の50% (ただし、時価の50%が限度)
	一部損	主要構造部の損害額が、建物の時価の3~20%未満 全損・半損に至らない建物が床上浸水 (または地盤面から45cmを超える浸水)	契約金額の5% (ただし、時価の5%が限度)
家財	全損	損害額が、家財の時価の80%以上	契約金額の100% (ただし、時価が限度)
	半損	損害額が、家財の時価の30~80%未満	契約金額の50% (ただし、時価の50%が限度)
	一部損	損害額が、家財の時価の10~30%未満	契約金額の5% (ただし、時価の5%が限度)

地震保険は損害の程度を3つに区分して支払保険金が決まります。建物については原則として基礎や柱、屋根、壁など主要構造部の破損具合によって判定されます。



地震保険の料金が高いので
 加入すべきか迷っています



生命保険や自動車保険も
 保険金が出ないのですか?

「地震保険の必要性は分かるけど、保険料が高いので迷っている」という方も多はず。保険料は建物の構造と所在地によって決まり、東京の古い木造家屋に1,000万円の保険をかける場合、年間の保険料は3万1,300円にもなります。しかし、2~5年分の保険料を一括払いにすれば割引が受けられるほか、古い建物で耐震改修を行ったときも保険料が安くなることがあります。また、現在の火災保険の補償内容も見直してみましょう。たとえば、高台に建っている家の場合、水害への補償を省くと保険料が安くなり、その分を地震保険に回すという方法もあります。



「生命保険」や「医療保険」の中には、地震や津波による被害は支払対象外になったり、保険金を削減して支払われるものがあります。しかし、東日本大震災ではほとんどの保険会社が通常どおり保険金を支払うことを発表しています。一方、ケガに備える「傷害保険」、自動車への損害を補償する「車両保険」は、地震や津波などによる被害は対象外とされていて、今回の地震でも原則として保険金は支払われません。ただし、これらの保険でも、特約を追加しておけば地震や津波の被害を補償してくれるものがあります。

FP広報センターでは、皆様の「暮らしとお金」に関する疑問・質問にCFP®認定者がお答えします。

- 家計の上手な管理方法を教えて!
- お金の上手な運用方法を教えて!
- あこがれの結婚式、準備資金はどうしよう?
- 保険の見直しがしたい、どうしたらいいの?
- ゆとりある暮らしのために生活設計を見直してみたい!
- 転職・独立したら年金や保険はどうなるの?
- 教育資金の準備方法を教えて!
- マイホームを購入したい、注意することは?

- ◆ 次のようなご質問も受け付けています。
 - 日本FP協会のFP資格について
 - CFP®資格、AFP資格について取得方法などをご説明します。
 - 日本FP協会について
 - 日本FP協会の活動やFPに関することなどについてもお答えします。
 - FPフォーラムについて
 - 全国各地でFPによる無料のセミナーと相談会を行っています。日程や予約方法をご案内します。

お気軽にお電話ください

FP広報センター

フリーダイヤル **0120-211-748**

〈平日 10:00~16:00〉

ひとりひとりの夢をかたちに

日本FP協会 特定非営利活動法人(NPO法人)
 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

〈本部事務所〉〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワースオフィス5F
 TEL:03-5403-9700(代表) FAX:03-5403-9701

〈大阪事務所〉〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-4-19 堂島イーストビル5F
 TEL:06-6344-8063(代表) FAX:06-6344-8065
 URL:http://www.jafp.or.jp/ E-Mail:info@jafp.or.jp

上記の他各都道府県に50支部があります。 URL:http://www.jafp.or.jp/about/branch_shibu.shtml

Q ライフプラン作りは どうして必要なの？



A ひとりひとりの生き方や家族構成などによって必要な資金も、それが必要な時期も異なります。いつごろ、何のために、いくらくらいのお金が必要で、そのために、いつごろからどうやって用意するかは、家計や貯蓄などの資産の状況によって変わってきます。

マネー誌などで見かけるライフプランのモデルケースは夫婦に子ども2人を前提としたものが多いのですが、すべての人がこのとおりというわけではありません。結婚しない人もいるでしょうし、「家なんか借家で十分」という人もいれば、収入が不安定な人だっているでしょう。

自分や家族の希望をかなえるためにも、計画的に資金を用意しておくことが、楽しい人生を送るための秘訣ともいえるのです。

ライフプランを左右する主な要因

- 結婚** する・しない
- 家** 持家・借家
- 子ども** いる・いない
- 収入** 安定している・不安定
- 退職金** ある・なし
- 年金** 十分ある・不足する

Q FPはどのように ライフプラン作りを してくれるの？



A まず、ご本人の家族構成、収入や支出、現在の資産状況などを伺って、現状を把握します。また住宅購入の予定やお子さまの教育に対する希望、貯蓄に回せる金額や運用に対する考え方といった夢

人生の3大イベントに必要なお金の目安

■住宅にかかるお金		
注文住宅購入	2,965.7万円	
建売住宅購入	3,550.9万円	
マンション購入	3,593.7万円	
■保護者が支出した教育費		
	公立	私立
幼稚園	251,324円	538,406円
小学校	334,134円	1,373,184円
中学校	471,752円	1,269,391円
高等学校	520,503円	1,045,234円
■大学の初年度納入金		
大学(昼間部) ※初年度のみ	817,800円	1,309,100円
■老後の1ヵ月当たりの生活費		
最低限の生活費	23.2万円/月	
ゆとりのある生活費	38.3万円/月	

(金融広報中央委員会「暮らしと金融なんでもデータ平成21年度版」より)

や希望をお伺いし、問題点やそれに対する対策などを提案していきます。依頼者のご要望に応じて、1年ごとの資金の状況を記したライフプランシートを作成したり、具体的なアドバイスを行ったりします。

お金のかかる人生の3大イベントといわれる「住宅購入」「子どもの教育費」「老後の資金」。いずれも急に用意できない多額の資金を必要としますので、計画的な準備が大切です。

Q ライフプランと 資金計画なら 自分ひとりで 作れそうだけど…。

A もちろん自分でプラン作りに取り組むことも可能です。しかし、その中から問題点を見つけだして解決策を考えたり、どうしたら希望が実現するかを考えるには、金融商品や保険商品の知識、頻繁に変わる制度、関係する法律、税金、年金の仕組みなど、さまざまな事柄が関係してきますし、その中から最適な選択をするとなると結構大変です。

最終的な判断をするために、自分の考え方をしっかり持つことは大切ですが、FPのような幅広い分野をカバーする専門家に相談したり意見を聞いたりすることで、自分ひとりではわからないことや、判断できない問題の解決に役立つことでしょう。

FP(ファイナンシャル・プランナー)

もうすぐ結婚する私たち。新生活のスタートに、どんなことを考慮して準備をすればよいですか？

結婚式をどこでやるか、新婚旅行はどうするか、新居はどうやって準備するか。2人の考え方によってかかるお金もずいぶん変わってきます。親からの援助があるかないかによっても、計画にかなりの差がでるでしょう。奥様が結婚後も働くのか、子どもが生まれたらどうするのかということも大きなポイントですね。

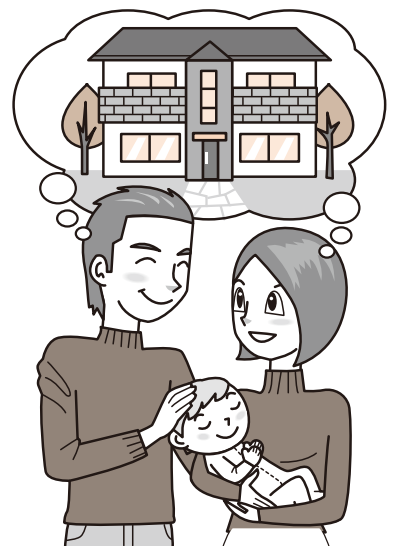


若いときは運用資金の元手作りを。

株価上昇などの投資チャンス伝えるニュースを聞くと「自分も投資してみたい!」と思う方もいるでしょう。しかし、まずはお2人のライフプランを立てたうえで、「毎月〇万円、ボーナス〇万円を貯蓄して、〇年後まで〇万円貯める」という目標を設定してコツコツ貯蓄を始めることが大切です。余裕資金がある場合は、まずは少しずつ、気になる投資商品を「勉強」するつもりで買ってみるのもよいでしょう。

子どもも生まれ、そろそろ広い家がほしいのですが、どうやって返済計画を立てたらよいのでしょうか？

住宅ローン返済は20年、30年にもおよぶ長期戦。無理のない範囲で返済計画を立てたいものです。第一子誕生前や子どもが小さい時の計画が実は重要で、教育費がかかる前に繰上げ返済を計画的に行うことで総返済額を縮小したり、返済期間を短縮することができます。



自己資金は物件価格の3割が目標。

頭金を十分に用意することもローンの負担を軽くする1つの方法です。もし親からの援助が期待できるなら、住宅購入の場合には贈与税が軽減される措置もありますので、活用してみましょう。月々の返済額がどれくらいなら家計を圧迫しないか、教育費などが増えた場合も返済可能かなど、いろいろな方向から検討しましょう。

FPから
ちょっと
一言

家族として新たに保障を見直したり、将来買おうと思っている住宅の頭金の準備なども、頭に入れておきましょう。

FPから
ちょっと
一言

子どもが小さいうちに、教育資金の準備も始めましょう。また万一の場合に備えて、家族の生活を守るための保障の見直しはお済みですか？

FPは幅広い相談に応じます。

幅広い守備範囲のFP

FPは、あなたのライフスタイルや価値観、経済環境を踏まえながら、家族状況、収入と支出の内容、資産、負債、保険など、あらゆるデータに基づいて、現状を分析します。そして、あなたのライフプラン上の目標達成に向けて、問題や不安を解決するために、あなたの立場で考え、長期的かつ総合的な視点で様々なアドバイスや資産設計を行い、併せてその実行を援助する、いわば「家計のホームドクター」です。また、必要に応じて弁護士や税理士などのネットワークも活用できます。

FPのネットワーク

弁護士
税理士
社会保険労務士
公認会計士
司法書士など



※「家計のホームドクター」はNPO法人日本FP協会の登録商標です。



FPって どういう仕事で、 何ができるの？

A 個人の日常生活すべてにかかわるお金のご相談を総合的にコンサルティングするのがFPの仕事です。ライフプランの作成、資産運用、保障の見直し、住宅ローンの返済計画、税金関連、相続や遺言といったご相談も受けています。ご相談内容や時間、提案内容によって料金が異なりますので、事前にご確認ください。

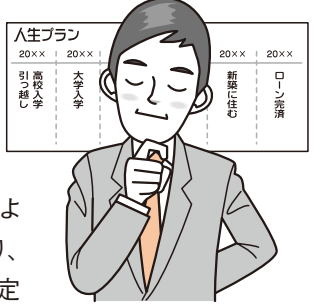
また独立系といわれるFPのほかに、金融機関や企業に所属するFPもいて、それぞれの経歴や得意分野を活かした活動を行っています。



ライフプランは一度 作ったらそのとおりに しないといけないの？

A 人生はなかなか予定どおりにいかないもの。家族が増えたり、引越ししたり、急にお金が必要になったりと、予定外のことも起こるでしょう。また経済状況の変化などにより、運用がうまくいかなくなったり、金融などの制度が変わって、予定通りに資金が運用できないこともあります。

一度作成したマネープランが予定通りすすんでいるかどうかの確認も含めて、定期的にFPに相談して見直したり、事情が変わったときに対策を立て直したりすることが必要です。そのためにも、いつでも気軽に相談できるFPが身近にいるといいですね。



FPの名刺に書いてある「CFP®」とか「AFP」って何？

CFP®資格、AFP資格ともに日本FP協会認定の資格です。

CFP® (CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®) 資格は、世界23カ国、地域で導入されている代表的かつ権威のあるFP資格で、日本FP協会の上級資格として位置付けられています。

AFP (AFFILIATED FINANCIAL PLANNER®) 資格は、日本FP協会独自のライセンスで、FPとして必要な基礎的知識を有し、顧客ニーズに応じた適切なアドバイスもしくは提案書の作成技術を有します。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、サーティファイド ファイナンシャル プランナー® は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。
*AFFILIATED FINANCIAL PLANNER®、アフィリエイトード ファイナンシャル プランナー® は、NPO法人日本FP協会の登録商標です。

ココが聞きたい！

ライフプラン を考えよう！

中・高校生のお子さんがおり、教育費や家のローンにお金がかかっています。家計の何をどう見直したらよいのか教えてください。

人生のうちで、一番お金がかかる世代ですね。すでに家計のあらゆるところでいろいろな工夫をしていることと思います。若いころに掛けた保険の満期が近い人の場合は、そろそろ見直す時期ですね。また、必要のない保障までつけていないか検討しておきましょう。

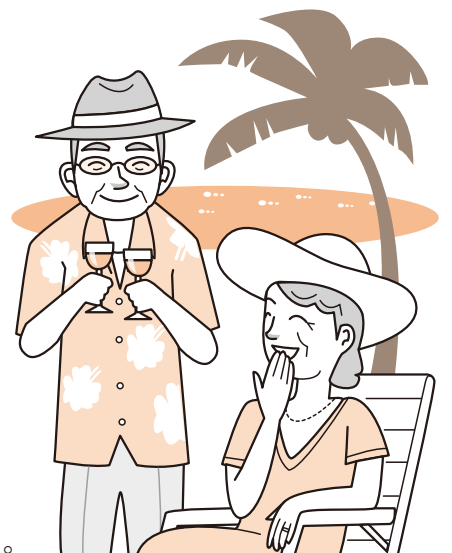


家計のムダを排除しましょう。

意外に見落としがちなのが「ちょっとした負債」。気づかないうちにクレジットカードでの支払いが増えていたりしませんか？自動車ローンも立派な負債。耐久消費財の購入など、家族にとって本当に必要なものを見極めましょう。

退職金の効率的な運用や子どもたちへの資産の贈与についてアドバイスしてください。

退職金は老後のための大切な資金。思い切った投資で目減りさせることのないよう、運用方法は十分検討しましょう。不動産や金融資産がある場合は、相続税対策や後々のもめごとを避ける意味でも、少しずつ生前贈与を行ったり、きちんとした遺言を残すことも家族のためといえるでしょう。



医療費や介護費のことも考えて！

高齢になると生命保険の加入が難しくなったり、保険料が高額になります。健康なうちなら加入できる場合もありますので、加入している保険をもう一度見直しましょう。介護が必要になった場合はどうしたいかを考えて資金的な手をうっておくことも大切です。

FPから
ちょっと
一言

子育てが終わると見えてくるのがご主人の定年。そろそろご夫婦の老後のための資金のことも相談してみましょう。

FPから
ちょっと
一言

相続や贈与にかかる税金は、法改正などでよく変わります。専門家に相談して、効率的な税金対策をしたいものですね。